

統計的な利活用を目的とした統計等データの提供要請等の前の確認

※統計等データとは、統計、統計マイクロデータ及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報を指します。

スタート

まずは目的とどのようなデータが欲しいか確認しましょう。

統計的な利活用を
目的としていない。

統計的な利活用を
目的としている。

それは統計等
データではない。

それは統計等
データである。

どのようなデー
タなのかわから
ない。

厚生労働省の
[官民データ相談窓口](#)又は
[情報公開文書室](#)へ照会願
います。

[厚生労働統計調査・業務統計
等体系図（ポイント）](#)及び
[所在情報](#)を確認し、統計等デ
ータ名と提供可能な情報が確認
してください。

厚生労働省の
データである。

目的のデータがある。

目的のデータがない。

サイト公開状況に応じて、[上記体系図
（ポイント）](#)又は[所在情報](#)の統計等デ
ータ名をクリックしてご利用ください。
また、[政府統計の総合窓口（e-Stat）](#)
及び[統計資料利用のご案内](#)をご利用くだ
さい。
既存統計表が存在しない場合は下記へ

基幹統計・一般統計
（高度な公益性を有
する研究などに利用
する場合等）

左記以外の場合
は総合案内窓口へ
ご相談ください。

[統計法第33条による調査票情報の提供](#)
又は
[オーダーメイド集計及び匿名データの提供](#)
へ照会ください。

[統計等データの提供要請等の
受付窓口（総合案内窓口）](#)

総合案内窓口へ照会ください。
（データ保有部局又は関係府省
へ連携）

どこの府省のデータか不明なときはこちらへ

内閣官房の[官民データ相談窓口](#)へ照会願いま
す。
又は他府省の統計調査の情報であれば、
[「政府統計の総合窓口（e-Stat）」](#)及び
[総務省統計図書館による統計相談](#)をご利用く
ださい。